

## 大正大学社会福祉学会会則

第1条（名称） 本会は、大正大学社会福祉学会と称する。

第2条（事務局） 事務局は、大正大学の社会福祉学研究室内（〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨3-20-1）におく。

第3条（目的） 本会は、会員の協力をもって社会福祉に関する研究活動の推進を目的とする。

第4条（事業） 本会は、目的を達成するための事業を行う。

1. 研究大会、講演会、研修会の開催
2. 鴨台社会福祉学論集、鴨台社事通信の発行
3. その他、適当と定めた事業

第5条（会員） 本会は、大正大学の学部と大学院において社会福祉学の学修と研究を通じて本会に入会した会員によって構成され、会員が本会の事業を享受する。

1. 会員は、卒業生会員（学部卒業生と大学院修了生）、学生会員（学部と大学院の在籍生）、教職会員（教職員と元教職員）
2. 賛助会員は、本会の主旨に賛同する者

第6条（入退会の手続き） 会員の入会及び退会の手続きは、本会の事務局が行う。

第7条（会費） 会員は、総会において定める会費を納入する。

第8条（役員） 本会の事業を行う役員は、評議員会と総会において会員より選出する。

1. 会長は、本会を代表して会務を統轄し、副会長が会長を補佐する。
2. 評議員は、会員が選任する代表者によって評議員会を構成し、会長の諮問を受けて本会の事業に必要な職務を行う。
3. 監事は、本会の会計を監査する。

第9条（総会） 本会の総会は、毎年度内に開催し、出席会員の過半数をもって決議する。

第10条（経費） 本会の経費は、会費その他をもってあてる。

第11条（会計年度） 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条（補則） 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、評議員会の決議によって別に定める。

附則 1. 本会則は、昭和12年の鴨台社会事業研究会より昭和57年の大正大学社会福祉学会に再編した会則として平成11年11月27日から施行する。

2. 本会則の変更は、平成17年2月12日から施行する。
3. 本会則の変更は、平成22年2月7日から施行する。
4. 本会則の変更は、平成29年2月15日から施行する。
5. 本会則の変更は、令和6年7月6日から施行する。